法第五十七条の十(法第八十四条において準用する場合を含む。)において

情報通信環境整備事業計画変更

情報通信環境整備事業計画認可申請書(第二十二号様式の四

目

次

令 和 七 年

)

認可の申請

 $\frac{-}{0}$ 

三月三十 日

(月曜日

一十二の五

準用する法第五十七条の九第一項の変更の認可の申請

二十二の六 の認可の申請 連携管理保全計画認可申請書 (第二十二号様式の六) 認可申請書(第二十二号様式の五) 法第五十七条の十一第一項(法第八十四条において準用する場合を含む。)

二十二の七 法第五十七条の十三 (法第八十四条において準用する場合を含む。) におい 申請書(第二十二号様式の七) て準用する法第五十七条の十一第一項の変更の認可の申請 連携管理保全計画変更認可

第二十二号様式の三の次に次の四様式を加える。

## 規

大分県収入証紙取扱規則の一部改正…………… 大分県会計規則の一部改正……………

### 則

九

应 应

九 九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行 

則

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐

藤

樹

郎

大分県規則第二十一号

# 土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則

土地改良法に基づく申請等に関する規則(昭和四十年大分県規則第五十二号)の一部を次

のように改正する。

第二条第二十二号の三の次に次の四号を加える

二十二の四 法第五十七条の九第一項(法第八十四条において準用する場合を含む。)

大分県報号外

0)

令和七年三月三十一日

(規則)

## 大分県報号外 (規則)

第22号様式の4(第2条関係)

情報通信環境整備事業計画認可申請書

併

П

Ш

大分県知事 礟

在 掛

所名 称

申請者

代表者の職及び氏名

徭 57

情報通信環境整備計画を定めたので、土地改良法 朱

0

徭

併

第84条において準用する同法第57条

の9第1項

の規定により認可を申請します。

添付書類

- 情報通信環境整備事業計画書
- 情報通信環境整備事業計画を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び議案書
- たことを証する書面 土地改良法第57条の9第2項において準用する同法第57条の4第3項の協議が整つ

第22号様式の5 (第2条関係)

情報通信環境整備事業計画変更認可申請書

併 Ш Ш

大分県知事 骤

严 在

申請者 检

菸 去

代表者の職及び氏名

Ш 日付け 徭 号で認可のあつた情報通信環境整備事業計画を変

舥

57

≪

0

において準用する同法

更したので、土地改良法

第84条において準用する同法第57条の10

第57条の9第1項の規定により認可を申請します。

添付書類

- 情報通信環境整備事業計画を変更する理由を記載した書面
- 変更情報通信環境整備事業計画書
- 情報通信環境整備事業計画の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び議
- 法第57条の4第3項の協議が整つたことを証する書面 土地改良法第57条の10において準用する同法第57条の9第2項において準用する同

注 3の書類は、関係する土地改良区(土地改良区連合を含む。)全部のものを添付すること。	サンコがは、Mix 、 を上がまれた、上が多くでは日で日で。
面	注 2の書類は 関係十乙十帯おり図り代帯十〇重のなのまのながに 注 の 2 の 1 で 1 で 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3
3 連携管理保全計画の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び議案書 4 土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第4項の意見を記載した書	2 連携管理保全計画を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び議案書 3 土地改良法第57条の11第4項の意見を記載した書面
2 変更連携管理保全計画書	1 連携管理保全計画書
添付書類 1 連携管理保全計画を変更する理由を記載した書面	添付書類
	第1項
11第1項の規定により認可を申請します。	の規定により認可を申請します。
第84条において準用する同法第57条の13	1 項
<u>.</u>	年初『日下十二日『モッニッパ・ハーエージャイ』 第84条において準用する同法第57条の11
第 57 条	-
年 月 日付け 第 号で認可のあつた連携管理保全計画を変更したの	第 57 条 の 11 第
代表者の職及び氏名	代表者の職及び氏名
申請者 名 称	申請者 名 称
†	†
年 月 日	年 月 日
連携管理保全計画変更認可申請書	連携管理保全計画認可申請書
第22号様式の7 (第 2 条関係)	第22号様式の 6 (第 2 条関係)

### 附 則

この規則は、 令和七年四月一日から施行する。

の制限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹

郎

大分県規則第二十二

# 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特

# 定開発行為の制限等に関する規則の一部を改正する規則

の制限等に関する規則(平成十八年大分県規則第五号)の一部を次のように改正する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為

第 一号様式の (裏)中「瘿淀」を「澎淵型」に改める。

### 則

この規則は、 令和七年六月一日から施行する。

都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤

樹

郎

大分県規則第二十三号

# 都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則の一部を改正する規則

四号)の一部を次のように改正する。 都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則 (昭和四十五年大分県規則第六十

る。 第四条中「の各号」を削り、同条第一号中 「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め

第七条第一項中 「行なわなければ」を 「行わなければ」に改め、同条第二項中「の各号」

第九号様式の添付書類1中「(誦書がないいとや間するもの)」を削り、 同項第一号中「登記簿謄本」を 「登記事項証明書」に改める。 同様式の添付書

類2中 「登記簿謄本」や「登記事項証明書」に、 「履歴書」を「住民票の写し等」に改め

第十号様式の添付書類1中「(辭勢がないひとや謂するもの)」を削り、同様式の添付書

る 類2中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に、 「履歴書」を「住民票の写し等」に改め

第十三号様式の添付書類1中 「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、 同様式の添付

書類3を次のように改める。

- 農地にあつては、農地転用許可書の写し
- 第十四号様式の二の備考1を次のように改める
- り、同法第12条第1項の許可があつたものとみなされます。 て行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本協議が成立することによ 宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内におい
- ように加える。 第十四号様式の二の備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に2として次の
- N 項の許可があつたものとみなされます。 われる特定盛士等に関する工事は、本協議が成立することにより、同法第30条第1 宅地造成及び特定盛士等規制法第26条第1項の特定盛士等規制区域内において行

日から施行する。 この規則中第十四号様式の二の改正規定は令和七年五月一日から、その他の規定は公布の

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する

令和七年三月三十一日

大分県知事

佐 藤 樹

郎

大分県規則第二十四号

## 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

第一章 総則 (第一条—第四条

第二章 宅地造成等工事規制区域における工事(第五条―第十一条)

第三章 特定盛土等規制区域における工事 (第十二条—第十九条)

第一 章 附則

(趣旨)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」とい う。)の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十

年建設省令第三号。 六号。 以下 | 政令 以下「省令」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるとこ という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 (昭和三十七

第二条 ものを除くほか、正本一部及び副本一部とする。 法、 政令、 省令又はこの細則の規定により知事に提出する書類は、 別に定めがある

(証明書及び許可証の様式

第三条 を含む。)及び第二項の証明書は、第一号様式によるものとする。 法第七条第一項(法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する場合

法第七条第二項の許可証は、第二号様式によるものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可申請時に提出を要する書類)

は、 宅地造成等の施行同意書 省令第七条第一項第十号及び第二項第八号の全ての同意を得たことを証する書類 (第三号様式) によるものとする。

2 第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 省令第七条第一項第十二号若しくは第二項第十号又は第六十三条第一項第二号若しくは

工事を施行する土地の登記事項証明書

工事主の資力及び信用に関する申告書(第四号様式)

工事主が、法人であるときは法人税の納税証明書、個人であるときは所得税の納税証

四 工事施行者の能力に関する申告書 (第五号様式

Ŧī. 知事が別に定める難易度が高い工事については、 次に掲げるもの

工事施行者が個人であるときは、当該個人の住民票の写し及び当該個人が建設業法 工事施行者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書及び当該法人が建設業 (昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

六 その他知事が必要と認める書類等

第二章 宅地造成等工事規制区域における工事

(宅地造成等に関する工事の協議の申出等)

えて知事に提出するものとする。 第二項第一号並びに省令第七条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類を添 とする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(第六号様式)に、前条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の協議を行おう

2 の堆積に関する工事の協議申出書(第七号様式)に、前条第二項第一号及び省令第七条第 一項第一号から第四号までに掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。 土石の堆積に関する工事について、 法第十五条第一項の協議を行おうとする者は、 土石

当と認めたときは、 するものとする。 前 一項の規定による協議申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適 宅地造成等に関する工事の協議成立通知書 (第八号様式) により通知

3

4 について準用する。 第三条、次条、第八条及び第十一条の規定は、 第一項及び第二項の協議が成立した工事

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出

第六条 法第十六条第二項の規定による届出をしようとする工事主は、 工事の変更届出書(第九号様式)を知事に提出するものとする 宅地造成等に関する

(宅地造成等に関する工事の計画の変更協議の申出

**第七条** 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項において準用す る法第十五条第一項の協議を行おうとする者は、 提出するものとする。 変更協議申出書(第十号様式)に、省令第三十七条第一項に規定する書類を添えて知事に 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の

2 式)に、省令第三十七条第二項に規定する書類を添えて知事に提出するものとする。 項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書(第十一号様 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一

3 第五条第三項の規定は、 前二項の協議について準用する。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての法第十九条第一項の規定による報 告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書 (第十二号様式) によるものと

2 に関する工事の定期報告書(第十三号様式)によるものとする。 土石の堆積に関する工事についての法第十九条第一項の規定による報告は、 土石の堆積

(宅地造成等に関する工事の届出書の添付書類

第九条 法第二十一条第 及び書類並びに知事が必要と認める書類等を添付するものとする。 あるときは、 て、当該工事が政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に掲げる規模に係るもので 省令第五十二条第一項又は第三項の届出書に、同条第二項又は第四項の図面 一項の規定により宅地造成等に関する工事の届出を行う場合であっ

法第二十一条第三項の規定による届出に係る省令第五十五条の届出書には、 知事が必要

と認める書類等を添付するものとする。

(宅地造成等に関する届出工事の変更届出)

事に提出するものとする。
しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書(第十四号様式)を知まれる。 法第二十一条第一項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更

(宅地造成等に関する工事の中止等)

第三章 特定盛土等規制区域における工事

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の添付書類)

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出等)

から第四号までに掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。石の堆積に関する工事の協議申出書に、第四条第二項第一号及び省令第七条第二項第一号2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の協議を行おうとする者は、土

3 知事は、前二項の規定による協議申出書の協議成立通知書により通知するものとす。 知事は、前二項の規定による協議申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適

4 第三条、次条、第十六条及び第十九条の規定は、第一項及び第二項の協議が成立した工

事について準用する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

する工事の変更届出書を知事に提出するものとする。 第十四条 法第三十五条第二項の規定により届出をしようとする工事主は、宅地造成等に関

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更協議の申出)

第十三条第三項の規定は、前二項の協議について準用する

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書によるものとする。 第十六条 特定盛土等に関する工事についての法第三十八条第一項の規定による報告は、宅

積に関する工事の定期報告書によるものとする。
2 土石の堆積に関する工事についての法第三十八条第一項の規定による報告は、土石の堆

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の添付書類)

第十七条 法第四十条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を第十七条 法第四十条第一項の規定により特定盛力の地積に係るものであるときは、省令第八十二条第一項又は第二十五条第二項各号に掲げる規第十七条 法第四十条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を

| 認める書類等を添付するものとする。| 2 法第四十条第三項の規定による届出に係る省令第八十五条の届出書には、知事が必要と

| 認める書類等を添付するものとする。| 3 法第四十条第四項の規定による届出に係る省令第八十六条の届出書には、知事が必要と

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出)

| 2 法第四十条第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しよう

第十九条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定に この規則は、令和七年五月一日から施行する。 により、速やかに知事に届け出るものとする。 は当該工事を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届 規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又 よる届出をし、法第三十条第一項の許可を受け、又は法第四十条第一項若しくは第三項の とするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書を知事に提出するものとする。 (特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止等) 第1号様式 (第3条関係) ω 2 注 1項又は第43条第1項の規定に基づき、測量、調査、障害物の伐除、土地の試掘等又は を証明する。 工事の状況検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であること 本書を犯罪捜査のために使用してはならない。 有効期限 上記の者は、宅地造成及び特定盛士等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第 関係人の請求があった場合においては、本書を提示しなければならない。 執務中は、常に本書を携帯しなければならない。 続6センチメートル、横9センチメートルとする。 併 併 Ш 注 牵 分 Ш 逌 (表面) (裏面) 所職氏生属 大分県知事 # 罡 名名名 屈 艇 Ш 프 亨

令和七年三月三十一日

大分県報号外(規則)

七

第2号様式(第3条関係)	名和七年三月三十一日 日本七年三月三十一日
障害物の作	障害物の伐除又は土地の試掘等の許可証
	部中
責任者の職氏名	
的	
藤	
伐除する障害物の種類及び数量	
田寅及り種段	
	1
期間	年月日から
- 宅地造成及び特定盛士等規制法第6条第1項の規定により、 マルードの計画がそ在ことして新コエフ	第1項の規定により、上記のとおり障害物の伐除
<13.土地の関語学を行りことを拝り	0
2	大分県知事

第4号様式 (第4条関係)

工事主の資力及び信用に関する申告書

併

Ш ш

大分県知事

霽

工事主 年用用名名

所在地、名称及び代表者の氏名 法人にあっては、主たる事務所の

ついて、次のとおり申告します。 宅地造成及び特定盛士等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \hat{\mathbf{g}} \ 12 \ \hat{\mathbf{x}} \hat{\mathbf{g}} \ 2\bar{\mathbf{g}} \hat{\mathbf{g}} \ 2\bar{\mathbf{g}} \end{array} \right\}$  に規定する工事主の資力及び信用に

Ě	连展	行い	補	#	Н	樂	烎	岩	<b>州</b>	科	員略可	邻		Н	主	計	前	淮	Ī	Ť	型
									工事名				職	工事監理者住所氏名	主たる取引金融機関	年 度 納	年 度 事	業	9	<b>☆</b>   7	立年
									工事				名	:所氏名	:融機関	税額	業量	員数	\$ 4	生物など	Я
									工事施行者名				果			法人税又は所得税			許可の日付又は有効期間	法令名	年
									工事施行場所				*			t所得税	千円		ナ又は有効	ier	Я
									場所			乘	年齢				資		期間		谷具
ļ.,	В	ļ <sub>s</sub>	m²		$m^2$		m²		面積			年	在社年数			千円	産総	人(うち土木			*
	第 年 日 日	年月	第号	年月日	第 号	年月日	第 号	年月日	許認可番号 年 月 日				資格、免許、 他			丏 事業税	額	ち土木建築関係技術者			<b>金</b>
	年 月売1	年 月着工	年 月完了	年 月着工	年 月完了	年 月着工	年 月完了	年 月着工	着工、完 了年月				1、 学願、その			千円	千円	析者 人)			十五

備考 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築 士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。

第5号様式 (第4条関係)

大分県知事

郷

工事施行者の能力に関する申告書

併 Ш

工事施行者 住所

氏名 | 法人にあっては、主たる事務所の | 所在地、名称及び代表者の氏名

て次のとおり申告します。 宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 2 項第 3 号} に規定する工事施行者の能力につい

	瀬	行経	事権	(等工	治造成	孙妻	雨	門者政	技術		主任	建設	主た	前:	1/1	*	法令	徤	,
×						注文主名				飳	主任技術者住所氏名	建設業法第 26 条による	主たる取引金融機関	年 度	Ж	娄	によ	立 年	
										所	:所氏名	6条によ	金融核	納 税	I	Do	多登録	. Д	1
						元 請 、 下請の別						9	選	쬺	×	*	:	ш	
-										果				法人形		事		年	
						工事施行場所				*				法人税又は所得税				月	
						行場別				124				听得税	$\succ$	務技		Н	
-										单						×+		資	
						固			掘	幣									
	₿.,	B₂	B₂	m²	m <sub>2</sub>	掛				在社年数				十田	$\succ$	術		*	
	15%	100	4	4	4	作年			併	年数						労		金	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	月 月 日				資格、				事業税	X	務			
	年	年	年	年	年	完了年				免許、学歴、 その他						5 計			
	Д	Я	Я	月	Д	: 月				ドガ				出	$\succ$			千円	

備考 法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築 士事務所登録等について記入すること。

第6号様式(第5条、第13条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

Ш

Ш

協議者 皆 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の | 所在地、名称及び代表者の氏名

大分県知事

霽

H+ 4

宅地造成及 $\mathbb{C}$ 特定盛士等規制法  $\left\{ \hat{\mathbf{g}} \ 15 \, \hat{\mathbf{x}} \, \hat{\mathbf{g}} \, 1 \, \bar{\mathbf{q}} \right\}$  の規定により、協議を申し出

設計者の住所及び氏名 工事主の住所及び氏名 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) 工事施行者の住所及び氏名 氏名 住所 氏名 住所 住所 氏名 (緯度: 経度: 東東 分分 秋秒

2

9

 $\forall$ 

掛

9

掛

羰

渓流等への該当 有・無

 $\infty$ 

纠

9

 $\angle$ Y

平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土

工事完了後の土地利用

6

工事着手前の土地利用状況

57

 $\vdash$ 

勘

9

圕

旗

平方メートル

4

ω

1								烟	Z Z		9	#	H	4	10							
W	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)		(3			(5)				(4)			(3)	<u> </u>	(2)	(1)
の他必要な事項	3) 工程の概要	2) 工事完了予定年月日	1) 工事着手予定年月日	)) その他の措置	工事中の危害防止の ための措置		崖面の保護の方法		9F // WE BX	春 *		是 田 朋 簽 刃 工 炮 政				**************************************	****		衛士人はツ土ツ土里		盛土又は切土をする 土地の面積	盛土又は切土の高さ
											維			維				番	土低	融十		
											市			da				坦				
											產			衝				構				
		年	单								攤			瀸				谱				
		Э	Я							センチメートル	内法寸法		イベード	副の			メートメ	画な			1/1	
											至			黨				延	立方メ	並方メ	平方メ	×
		Ш	Ш							メートル	冲		イイーメ	Ħ			メートメ	畑	イイーメ	~ー トンド	ーナン	ートル
																,						

※	付	襴	※決裁欄	※協議に当たっ て付した条件	※協議成立番号欄	成立番	号欄
年	Л	ш			单	Д	Ш
第		문			第		号
係員氏名					係員氏名		
[注意]							
1 ※ =	ē ₽ 8	趣は、	※印のある楓は、記入しないでください。	۲۰,			

※印のある欄は、記入しないたくださ!

2

- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下 1 位まで記入してください。
- 8欄は、該当する盛土タイプに〇印を付してください(複数選択可)。
- 9 欄は、渓流等(宅地造成及び特定盛士等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。) への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

## 第7号様式(第5条、第13条関係)

## 土石の堆積に関する工事の協議申出書

メートル	平方メ			土石の堆積を行う土地 の面積	<b>能積を</b> 行	土石の堆 の面積		(2)	
メートル				工石の准槓の取入准槓 高み	1. 1 日本日の第	から	上点	Ξ	
				****		1	-	(1)	
				的	ш	9	#	Н	6
トル	平方メー			積	围	9	峇	+	Οī
模模	\$ \$	東東	(緯度: 経度:	土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	上地の所在地及び地看(代表地点の緯度経度)	所在:	あの見代表地	⊋ <del> </del> +	4
			氏名	上 事 過 11 年 の 圧 21 及 の 込ん	HDIX	д Э	f Law #	H	c
			庄	T A A	P 	<del>/</del>	申 序 介	-	٥
			氏名	7	× ×	F	1	7	1
			用住	非 关 の 仕 ボ ひ バ F 々	7 전	) A	* *	5	5
			氏名	Ĭ	\$	Ī	ŀ		,
			所住	T F R	위 장 7	9 年 所 及	₩ ₩	-1	_
藤や申し出	きにより、 筋	宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 15 条第 1 項}の規定により、協議を申し出す。	第 15 条第 第 34 条第	≨規制法 {	盛土等	び特定	試成及で	1	4 册
る事務所の一者の氏名	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名	住所 氏名 法人にあっ 所在地、4	協議者						
						霽	知事	大分県知事	*
1	+								

∞										畑	蔑	9	# H	7
(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	3	9			(6)	(5)	(4)	(3)
日 祖 の 巍 嬰 色 必 嬰 な 事 項	工事完了予定年月日	工事着手予定年月日	その他の措置	工事中の危害防止のた めの措置	堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を防止 する措置	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	所 3 5 5 0	基 9		の他の必要な措置	土石の堆積を行う土地における抽象のみもそ	勾配が 10 分の1 を超 える土地における堆積 した土石の崩壊を防止 するための措置	土石の堆積を行う土地 の最大勾配	土石の堆積の最大堆積 土量
	年 月 日	年 月 日						*	番 号 空地の幅					立方メートル

※収	※決裁欄	<ul><li>※協議に当たっ</li><li>て付した条件</li></ul>	※協議成立程	立番号欄
年 月 日			年 月	ш
第   号			第	ДII
係員氏名			各月員系	
[注意]				

- | ※印のある欄は、記入しないでください。
  | 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
  | 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入してください。
  | 7欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入して、が、ことなび延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入して
- 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第8号様式(第5条、第13条関係)

宅地造成等に関する工事の協議成立通知書

6 **	5 工事完了予定4	4 工事着手予定4	3 協議回意対象		<ul><li>工事をする土地の所在地及</li><li>び地番</li></ul>	1 上華田の田戸及の込む		協議成立		年 る工事については、下言 る工事については、下言 行細則 {第 5 条第 3 項 行細則 {第 13 条第 3 定により通知します。			
件	年月日	年月日	行為	i.	行在地及	<del>7</del>	7. F	番号		月 3のとおり (第7条3 項 (第 15		骤	
						氏名	住刑			護認 選			
	年	年	宅地造成・特定盛士等・士石の堆積	協議・変更協議				第	판	年 月 日付けで協議のあった宅地造成等に関する工事については、下記のとおり協議が成立したので宅地造成及び特定盛士等規制法施行細則 {第 5 条第 3 項(第 7 条第 3 項において進用する場合を含む。)	大分県知事		
	Я	Я	- 土石	議						を発生である。なる合いない。			单
	1		の堆利					JI I		地造成業土盛土等			月
	Ш	ш	川井							.等に関す :規制法施 <sub>)</sub> } の規	丑		ш
		1				-							

第9号様式 (第6条、第14条関係)

宅地造成等に関する工事の変更届出書

併

П

Ш

大分県知事 霽

届出者 住所

氏名 「法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

届け出ます。 宅地造成及び特定盛士等規制法  $\left\{$ 第 16 条第 2 項 $\right\}$  の規定により、下記の工事の変更について

- 許可年月日及び番号
- 併
- П ш 艇

車

- 2 土地の所在地及び地番
- 変 屈

ω #

項	
変	
更	
前変	
רא	
剰	
後	

谿 **/** 出 ⊞

4

[注意]1 この後、協議をした内容を変更する場合は、変更協議が必要となります。2 宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は同法第34条第1項の規定による協議成立をもって同法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったものとみなします。

第10号様式(第7条、第15条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

併 Ш

Ш

大分県知事

霽

協議者

を 住所 氏名 [法人にあっては、主たる事務所の] | 所在地、名称及び代表者の氏名

の規定により、変更の協議を申し出ます。 宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1項 }

8 藤 土 の	7 工事完了後	6 工事着手前の	5 十 善	4 (代表地点		3 工事格/元米	以 日 日	<u> </u>	-  -  -  -	1 工画 + 9 /
サイプ	事完了後の土地利用	工事着手前の土地利用状況	の面積	土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	S F Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	工事権行表の住品及7%年を	日 立 ツ 日 芝 X O X 台	计 品 乃 不 冬	F 2 X C X £	工車士の住所及バチタ
平地盛土・腹付				(緯度: 度 経度: 度	用 名	住所	田 田	住所	田 名	住所
平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			平方メ	谷谷						
+			平方メートル	教						

	1	I																						1
12	11								畑		戴	9	 #		Н	10	5							9
网	4 0	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)		(6)	9		(5)	ì			(4)	}		(3	<u> </u>	(2)	(1)	H
浬	勻	Н	H	H	4	上事ため	皇 保護	崖面		#	Ė		H	TE H			類	t i		ŧ	# +	超十	盤土	书
9	必要	程の	完了日	着手	の合	工事中の危 ための措置	崖面以外の 保護の方法	の保証		Þ	÷		E. E	E						9	Z (計劃	盛土又は切 土地の面積	7t1X	9
曲	な 事	剪	工事完了予定年月	工事着手予定年月	の措	工事中の危害防止の ための措置	崖面以外の地表面の 保護の方法	崖面の保護の方法		进	ŧ		用国民教艺书局及	f = \$						1	骨+の+四キクストが	盛土又は切土をする 土地の面積	盛土又は切土の高さ	斟
⊞	再	畑	ЯН	ЯН	置	HØ.	回回	法		Z	Ė		Z	2			鸠	TI St		ŀ		20	戸な	悉
												梅			番				綝	切士 世	路上			
												垣			号				坤					
			平	年								種			種				蕪					渓流等への該当
												類			類				描					~ O →
			Я	Я							4	内法			画				파					
											センチメートル	计法		メートメ	O4			イイーメ	O4					有・無
											7			7				7		立方	立方			2111
			Ш	ш								延			延				延	方メー	ガメー	平方メ	\ \	
											×			×				×		+ > >	1/1-	イイーメ	×    -	
											7	Xm.		7	冲			14	Дm			7	77	
				•				•																

/	7 4	6	51	4	ω	0	2	1 (	7	孫			.*.	13
1/101	1011年2011年期 11年期 11年期	9 蕪	8 蓮	4 を	3 種	の横に〇戸を付してください。	2 種	** E	「春本人	係員氏名	徭	串	<b>※</b>	滋
໌	地は可以	, T,	7	7.7. 1.7.4.	J. 5	OF118	[t, §	9				Д	4	羰
	当時部	奚流 等	当地	4欄は、代表地点 入してください。	末定の	かなし	資格を	 ※印のある欄は、記入しないでください。			坦	ш	蕪	烖
	(成立) 女女 又要を	 H	強。	点。 。 9	N-	7	一世	 計			,			$\forall$
	数は、影響は、おかり	地造	(土)	緯度]	Ĥ	ださざ	者る	7					<b>※</b> 类	維
	当定の産の	成及	7	を び 総	後で	5	の最	ない						The state of the s
	有土に無等が	が 非 が	120	英	定出		聖	Š					裝	
	のでに関うての	定略-	印を作	を世界	7		J 57	だない					蓮	
	下名土地やいり。)への家当の有無のいすれがに〇日を行ってください。 11種は、先地治成又は特定婦土等に関する工事を施行することについ。 よる軒甲、認可等を関する場合においてのみ、その軒甲、認可等の手続の 、ポッド、	上等規制法施行令第7	8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)	<b>『測地系に従って測量</b>	3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。		なければならない工事	<i>?</i>					で付した条件 で付した条件	徭
	下名土地がいつ。)への該当の有無のいずれかに〇日を付してください。 11種は、殆想造成又は特定婦土韓に関する工事や掲行することについて街の荘合による軒目、認可尊や要する場合においてのみ、その軒回、認可尊の手続の状況を記入して、ますこ	9欄は、渓流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定	数選択可)。	4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入してください。	け出てください。		2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名			係員氏名	第	年 月 日	※協議成立番号欄	ᆁ

**第11号様式**(第7条、第15条関係)

## 土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

	大分県知事
	憑
協識者	
住所 氏名 [法人にあっては、主たる事務所の] [所在地、名称及び代表者の氏名]	
t、主た とび代ま	平
:る事務 :者の氏	Э
5所の]	ш

宅地造成及び特定盛士等規制法 {第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項 } の規定により、変更の協議を申し出ます。

		6	51	4	c	ى	ī.	9	-	-	
(2)	(1)	Н	$\vdash$	( <del> </del> +	+	-{ ⊪	7			<b>⊣</b>	
土石の の面積	土高石さ	#	本	西の思	r I. am.	· 存	<u>п</u>	の 神 十	1	H H	
近の推画積	がの推	9	9	析在 ⊅ 点の	1	# 9 7:	F	J ₽ □	F	À I	
積を行	積の最	ш	囲	地及で	EDI X	자	×	류 정 7	\$	#I 24	
土石の堆積を行う土地 の面積	土石の堆積の最大堆積 高さ	乏	積	土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	7	十 画格分米の代記 B 78 F A	7	計 光 の 年 所 乃 バ 斤 々	7	士の住所及78年を	
				(緯度 経度	氏名	生所	氏名	生所	氏名	往所	
				(緯度: 経度:							
				東東							
				谷谷							
平方メートル	メートル		平方メートル	夢,							

10	9	∞											畑	旌	9	₩ Η	7
協	変	y	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	3	9			(6)	(5)	(4)	(3)
緩	浬	の含	Н			Ą		推作す	原作	Н	à		77 C	H	何えしす	9 H	土土石
豉	9	ķ	飾	工事完了予定年月	工事着手予定年月	0 4	工事中の危害防止のた めの措置	堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を防止 する措置	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	Ġ	ŧ		における地盤の改良そ の他の必要な措置	土石の堆積を行う土地	勾配が 10 分の 1 を超 える土地における堆積 した土石の崩壊を防止 するための措置	土石の堆積を行う土地 の最大勾配	土石の堆積の最大堆積 土量
K	理	関な	9	了予定	手予定	色の	)危害 置	五十二元の単統の	一角の	(			5 居徳	推積を	10 分 地にお iの崩 5の措	推積を 切配	惟積の
無		#	蘸			華	防止	の選を	地を表権	×			の設置	行で	分の1を超 1おける堆積 )崩壊を防止 )措置	立つ	最大
如	田	屈	畑	ш	Ш	睴	のた	壊りに出	水置を	Ī	Ę.		良	法	を超 種 街 上		堆積
												㈱					
												alta					
				件	併												
徭																	
				Я	Я							控					
ᆁ												空地の幅					
				ш	ш							ш.,					Ħ
																	立方メートル
											メートル						+7
												L					

※似	※決 裁 欄	※協議に当たっ て付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第  号			第  号
係員氏名			係員氏名
[学士]			

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
  2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
  3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入してください。
  4 7欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当談鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第12号様式(第8条、第16条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

併

Ш

Ш

大分県知事 霽

工事主 住所

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。 宅地造成及び特定盛士等規制法 {第19条第1項}の規定により、宅地造成又は特定盛士等に

況 報 台	行状	湘	0	##	Н				医型	の蘚	<b>₩</b> H	
69	4		3		2		$\Theta$	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
孫 及 企 人	報告の時	$\vdash$	機	盛土	報告	盛土	機出	前回	幹	幸	工事施	古 中 日 日
	- A 丁 車	$\widetilde{H}$	の平点	又は切	の時点	又は切	の時点	の報	픠	可年	行者の	が、対
上華の腫打水の	点における擁壁等工事の報行手治	F @ +	77 35	切土の面	F St	切土の高	77 35	告年」	番	F H	工事施行者の住所及び氏名	行さる 那 在
加重	4年報	胂	5 T	黄	5	Ü	なる	Я П	坦	ш	氏名	光を描
	ł	中四十	盛土	土師	盛土	土師	盛土					
								年	第	单		
								Д		用		
		立方>	立方>	平方/	平方/	7	7	П	日	ш		
		立方メートル	立方メートル	平方メートル	平方メートル	メートル	メートル					

(5)については、2回目以降の定期報告を行う場合に限る。 ④については、宅地造成及び特定盛士等規制法第13条第1項に規定する擁壁等とする。

第13号様式(第8条、第16条関係)

土石の堆積に関する工事の定期報告書

併 Ы

Ш

霽

大分県知事

工事主 住所

氏名 「法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

定期報告書について次のとおり届け出ます。 

<b>※</b> (5)	報 告	行状况	の福	#  -	Į		州 河	で (単)	# H	
S	(ii)	(4)	ω	(2)	$\Theta$	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
(5)だついては、	添及	前回の に堆積 び除却	報告の時点におけされている土石の	供出 任 七	報告。 士石	前回	羊	許	工事施	工事が 在地
2回目	Ç 4	報告のI された。 された。	専点に	の専点の基準	が開き	の報信	픠	可年	行者の	施行さ
以降の	図ぼ	前回の報告の時点から新た に堆積された土石の土量及 び除却された土石の土量	告の時点における堆積れている土石の土量	時点におり推積の同	点におき積の計	告年月	維	月	工事施行者の住所及び氏名	工事が施行される土地の所 在地
定期報行	画点	5 新た 七量及	る堆積り土量	おける面積	あってる	П	号	Ш	び氏名	他の所
2回目以降の定期報告を行う場合に限る。		#17.7.***項C47.4.**********************************	立方メートル	平方メートル	ルイード	年 月 日	第	年 月 日		

④について、該当の土量がゼロの場合は、「0」と記入すること。

第14号様式 (第10条、第18条関係)

宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書

併

Ш

ш

大分県知事

礟

届出者 住所

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛士等規制法  $\left\{ \begin{array}{ll} \hat{\mathbf{g}} & 21 \, \hat{\mathbf{x}} \, \hat{\mathbf{g}} & 1 \, \bar{\mathbf{g}} \\ \hat{\mathbf{g}} & 40 \, \hat{\mathbf{x}} \, \hat{\mathbf{g}} & 1 \, \bar{\mathbf{g}} \\ \mathbf{g} & 1 \, \bar{\mathbf{g} \\ \mathbf{g} \\ \mathbf{g$ 

紁	紁	乙事を	( 耶  冬車工	最初に
畑	畑	工事をしている土地の面積	工事をしている土地の所在 地 及 び 地 番	最初に届け出た年月日
温	<del>44</del>	土地の	土地のj 地	」た年り
毌	展	面積	所在 番	Ш
				年
		平方メートル		月
		トル		Ш

第 15 号様式 (第 10 条、第 18 条関係)

擁壁等に関する工事の届出の変更届出書

併 Д ш

大分県知事

霽

届出者 住所 氏名 「法人にあっては、主たる事務所の ] 所在地、名称及び代表者の氏名

ついて、次のとおり変更したいので届け出ます。 宅地造成及 $\mathcal{O}$ 特定盛土等規制法  $\left\{$ 第 21 条第 3 項 $\right\}$  の規定により届け出た下記の工事に

			⊞	温	浬	楔
			冯	#	浬	树
			負及び内容	行おうとする工事の種類及び内容	らうとする	介表
			土地の地番	すわれる土! 及び地	事 が 行 在 地	日距
П	Я	年	5月日	初に届け出た年月	初に届い	严

第16号様式(第11条、第19条関係)

宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届

併

Ш ш

大分県知事 礟

届出者 住所

所在地、名称及び代表者の氏名 法人にあっては、主たる事務所の

宅地造成及び特定盛士等規制法施行細則 $\{$ 第 11条 $\}$ の規定により、下記のとおり届け出ます。

삡

工事進捗状況及び 防 災 措 置	土地の所在地及び地番	进	届出の内容	許可(届出)年月日 及 び 番 号
			中止 ・ 再開 ・ 廃止	年 月 日第 号

大分県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 

令和七年三月三十一日

大分県知事

佐

藤

樹

郎

大分県規則第二十五号

# 大分県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

に改正する。 大分県宅地建物取引業法施行細則 (昭和四十年大分県規則第三十六号)の一部を次のよう

第五条中「第一条の二第一項第八号」を「第一条の二第一項第九号」に改める。

則

この規則は、 令和七年四月一日から施行する。

大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事

佐

藤

樹

郎

大分県規則第二十六号

## 大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築基準法施行細則(昭和四十六年大分県規則第八十一号)の一部を次のように改

正する。

定により設けた機械換気設備並びに」を加え、 第二十一条第一項中「換気設備(」の下に「法第二十八条第二項ただし書及び第三項の規 「(非常用電源内蔵型のものを除く。)」を

削る。

## 則

この条例は、 令和七年七月一日から施行する。

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県規則第二十七号

大分県知事

佐

藤

樹

郎

## 大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築士法施行細則(平成二十年大分県規則第七十九号)の一部を次のように改正す

る。

第四号様式中 第四条第二号中 贫 和 # 資 鎮 鎭 年 田 海 絍 生年月日及び性別」を削る。 ᆁ ᆁ 週 Ш K を

改める。

## 附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

# 大分県規則第二十八号

大分県知事

佐

藤

樹

郎

大分県契約事務規則の一部を改正する規則

第五条第三項第七号中「百万円」を「二百万円」に改める。

十九年大分県規則第十号)第二十条第一項に規定するものをいう。)」を削る。をいう。以下同じ。)に登録した契約」を加え、同条第二項中「(大分県会計規則(昭和四算組織(大分県会計規則(昭和四十九年大分県規則第十号)第二十条第一項に規定するもの第組織(大分県会計規則(昭和四十九年大分県規則第十号)第二十条第一項に規定するもの第十六条第一項ただし書中「もの」の下に「及び当該検査調書に記載すべき事項を電子計

を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十同条第二十三条中「の各号」を削り、同条第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、第三十三条中「の各号」を削り、同条第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、

第三十八条第一項中「の各号」及び「(一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約に

| に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限る。))」を削る。| 係るものについては、二十四日前(最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約

なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限る。))」を削る。ては、二十四日前(最初の契約に係る公示において、最初の契約以外の契約に係る公示を少第四十二条第一項中「(一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約に係るものについ

第五十六条に次の一号を加える。

四号)第三十六条の九第一項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託する契二十三(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十一

約

第五十七条第二項中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

附則に次の二項を加える。

- 初日)の前に公表することができる。を除く。)の予定価格を当該業務委託に係る入札期日(電子入札にあつては、入札期間のを除く。)の予定価格を当該業務委託に係る入札期日(電子入札にあつては、入札期間のむ。以下同じ。)の規定にかかわらず、競争入札に付する業務委託(工事に関する委託等5 契約担当者は、当分の間、第二十二条第一項(第三十二条において準用する場合を含
- 基準価格が併記されるものを除く。)を封書にしないことができる。 第二十二条第一項の規定にかかわらず、予定価格調書(最低制限価格又は低入札価格調査6 契約担当者は、前項に定めるところにより予定価格を入札期日の前に公表するときは、

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

が行われる契約については、なお従前の例による。申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引2.改正後の大分県契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県規則第二十九号

大分県知事

佐

藤

樹

郎

## 大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則(昭和四十九年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。

書を含む。 する者との契約で定める文書」を「 別表第一中 別表第四の大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所の項の次に次のように加える。 別表第三の大分県中部振興局の項の所属かいの欄を次のように改める。 別表第二中 第百八十三条中「第百八十 大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所 大分県教育庁大分教育事務所大分県教育庁別府教育事務所 大分県動物愛護センター 中部保健所由布保健部 大野納税事務所に係るものを除く。 大分県税事務所 大分県公文書館 大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所 教育庁竹田教育事務所 教育庁佐伯教育事務所 教育庁大分教育事務所 教育庁別府教育事務所 教育庁中津教育事務所 警察学校 大分県教育庁竹田教育事務所 大分県教育庁中津教育事務所 大分県警察学校 教育庁遠隔教育配信センター 教育庁日田教育事務所 大分県教育庁日田教育事務所 大分県教育庁佐伯教育事務所 大分県公文書館 )」に改める。 (佐伯納税事務所及び豊後 一条第 (同条第二項に規定する者にあつては、契約で定める文 項 を 第百八十一条」 大 豊 豊 大日竹佐大別中大 日竹佐大別中大 後 後 分大 大 分田田伯分府津分 田田伯分府津分 野 野 に、 市市 市 市市市市市市市市 市市市市市市市 「及び同条第二項に規定 を を に改める。 に改める。 る 大分県規則第三十号 別表の自動車保管場所関係事務の部の保管場所標章交付手数料の項を削る。 文書館 別表第四の教育事務所の項の次に次のように加える この規則は、 この規則は、 大分県収入証紙取扱規則 大分県収入証紙取扱規則の 信 隔教育配 大分県公 教育庁遠 令和七年三月三十一日 セ 附 附 大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則 則 則 次長 令和七年四月一日から施行する。 令和七年四月一日から施行する。 者 庶務担当 近下位の 館長の直 (昭和五十年大分県規則第十九号) 一部を改正する規則をここに公布する。 庶務担当 近下位の 館長の直 大分県知事 庶務担当 近下位の 館長の直 者 次長 近下位の 庶務担当 者 館長の直 佐 の一部を次のように改正す 藤 樹 次長

郎

令和七年三月三十一日

大分県報号外

(規則